平成２３年（フ）第３１号
高知県宿毛市平田町戸内4962番地
債務者　下村　和史
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２３年（フ）第１５８号
千葉県流山市西初石２丁目926番地の３　プライムガーデン初石422
債務者　佐藤　厚子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２０３号
千葉県鎌ケ谷市北中沢３丁目４番20号　ペアリーフ101
債務者　皆川奏一郎
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２０８号
千葉県松戸市小金きよしケ丘１丁目９番地の３　リバティーコート203号
債務者　飯島　良徳
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２１０号
千葉県野田市吉春1093番地　田中ハイツ103号室
債務者　野口　京子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２２３号
千葉県我孫子市都19番地の12
債務者　畑中　有二
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２４７号
千葉県流山市名都借925番地の１
債務者　蒸原　　孝
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２４８号
千葉県流山市名都借925番地の１
債務者　蒸原　光枝
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２５５号
千葉県柏市南逆井３丁目２番10号
債務者　嶋田　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２５６号
千葉県流山市大字東深井457番地の１　ウインディア蓮見３―101
債務者　渡邉　裕子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２６２号
千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山３丁目３番31号
債務者　前柳　信治
1　決定年月日時　平成23年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１２６号
大分市大字猪野1071番地
債務者　岩坂　弘人
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３３０号
神戸市須磨区明神町５丁目16番地の21、従前の住所兵庫県高砂市神爪５丁目25番28―603号
債務者　塩貝　　修
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４６号
神戸市垂水区狩口台４丁目20番507号、従前の住所神戸市垂水区西舞子３丁目６番７号
債務者　田中　優子
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６８号
神戸市長田区高取山町１丁目６番37号　西海荘２階左
債務者　金沢博こと　金　　博
1　決定年月日時　平成23年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３号
兵庫県丹波市春日町平松472番地３
債務者　安永　勝彦
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
兵庫県丹波市市島町喜多1020番地　市営住宅柊団地１―205号
債務者　西安　一基
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係